

学談 「護憲・改憲の諸問題」

——憲法調査会批判を一時点として——

目次

- 一 はじめに
- 二 憲法の変遷について
- 三 憲法改正と改悪の峻別の問題（以上前号）
- 四 改憲問題の端緒
- 五 憲法調査会の改憲論
- 六 第九条
　　イ 基本人権と権力機構
　　ロ 義務規定の強調
　　ハ 国家非常権の主張
　　ニ 二院制の問題（以上本号）
- 七 ハロイ
　　イ 憲法改正の「発議」
　　ロ 外国憲法改正手続の規定
　　ニ 法律案の提出権
　　ホ 憲法調査会法の違憲性
　　ト 憲法改正「発議」の要件
　　ハ 国民投票規定の規準
　　ニ 憲法改正権の所在
　　ホ 憲法改正の現状

出席者（発言順）

大阪市立大学教授（司会者）黒田了	田畠一円	田畠一円	田畠一円	田畠一円
同志社大学教授	同志社大学助教授	同志社大学講師	同志社大学助教授	同志社大学講師
関西学院大学教授	神戸大学助教授	大阪学院大学教授	京都大学助教授	京都大学助教授
弁護士・関西大学講師	阿部照哉	土井多賀子	鶴藏門	黒田和也
一子哉	忍	藏	一	一

四、改憲問題の端緒

黒田 それでは、次の「改憲問題の端緒」に入りたいと思います。改憲問題は色々論議されてきましたけれども、一応三つの基本的態度があると思うのです。一つは、必ず歴史の発展の法則に合致するように正しくあらためる。内容がより、よくなっていることが第一。第二は、あくまでも、憲法第九十六条の定める手続に従つて合法的に改めて行くと云う、革命・クーデター等によるのではなくして、所定の手続によつて堂々と変えて行くということ。第三は、あくまでも自主的且つ民主的な方法で変える、外国からいわれて、變えるとか、或は国民の要求もないのに、上からの権力によって、天下り的に變えてしまうと云うことではなく、自主的、民主的方法により、正しく歴史の方向に合致するように改めると云う、こういう基本的な態度はほぼ皆さんも一致して承認して頂けるのではないかと思うのですが、日本で改憲問題がどういうふうな経緯で起つて来たかと、いうことを多少ここでふり返つてみたいと思います。日本の場合は、なんと云つても、この憲法が敗戦降伏という異状な事態に於て、外國軍隊の占領下でつくられたと云うことが基本的に改憲問題を繰り返し起す一つの有力な原因になつてゐると思います。今迄に、改憲問題がすでに三度、具体化しそうになつた。第一回目の場合には、これはそれ程大きくは問題にならなかつたのですが、占領下に於て、一九四八年から九年にかけ

て、極東委員会が一九四六年十月十七日の決議に於て、今まで制定した憲法は、一応ポツダム宣言の精神に合しているものとして了承はするが、はたして、本当に日本国民の自由な意思によって支持されているかどうか、と云うことについて、若干の疑問がないではない。そこでとりあえずこの憲法を実施して、一年経つたら二年経つ前に、もう一度、日本の国会はこの憲法が日本国民の自由な意思によつて支持されるかどうか再検討すべきであると云う決定を行い、これを日本に伝えて来ているわけです。従つて、日本の国会としては、一九四八年五月三日から九年五月三日にかけて、この憲法を検討すべき責任があつたのですが、たまたま当時は、日本の国会も内閣も、言論界も憲法を実施して、早々のことであるし、この憲法について、特に別段の支障を生じていないから、検討する程の必要を感じないという空気が強く、遂にその時期を見送つてしまつたわけです。もつとも関東と関西の公法学者達の研究会としては、色々日本国憲法を再検討して、具体的にこの点が不備であるから、こう変えたらよからう、というふうな意見を出しておりますが、その意見はいずれも、より民主的に、日本国憲法の精神を徹底させる、というように、本当の意味での改正案が、学者グループで出されたのです。しかし結局国会で名目的に憲法委員会のようなものをつくつても、そう活潑に動かずに、その時期を見送つてしまつた。その為めに極東委員会も、日本の憲法はほぼ

日本国民の自由な意思によって支持されているものとして、重ねて、再検討を要求しないということを決定した。改憲第一波は、大きく盛り上がりながらも、一応これを第一波とすれば、無視してもよさそうですが、第二波は、日本がサンフランシスコ平和条約によって独立した時、独立した限りは、日本国自身の自由な意思によって、この憲法を改めてもいいのじゃないかという声が起つて来て、一九五三・四年頃から次第に改憲の気運が盛り上つてきて、五年には自由党が「憲法改正試案要綱案」というものを発表し、それについて、改進党案とか、或は自由民主党案とか、中曾根康弘案、憲法研究会案、或は自主憲法期成議員同盟案などと云うふうな色々の改憲案が五四年から五五年にかけて発表されたわけです。この時の改憲第二波は、主として日本に警察予備隊が出来、それが保安隊・自衛隊と発展していって、憲法と現実の間に大きなずれが出来たと云うこと。安保条約が締結されて、日本の自衛力の漸増を期待すると云うこととの関係、結局は安保条約との関係で、安保体制との調整をはかる意味が基本的に、加味されておつたと思いますが、その後、ジュネーブの雪溶け模様とか、平和共存ムードと云うようなものもあり、又、国会内で護憲派が三分の一の議席を占めて、形式での憲法改正が当分は見込みがないという問題等ともからみ合つて、結局一九五六年に憲法調査会法を通過させたというだけで、改憲問題は持久戦に入つたのであります。その後ずっと、改憲護憲の各

勢力が、地道な理論闘争或は勢力の育成をはかりながら、数年の時期が経つた。そして第三波の改憲問題に移るわけですが、第三波は結局、旧安保条約が改定されて、新安保条約になつた。その為に、日本がいつそう深くアメリカと結びついて、そして、一朝有事の際には、進んでアメリカ軍と協力しなければならないと云う条約上の義務が加わったと云うことと関連して、どうしても安保体制を認める限りは、それと抵触する平和憲法を変えなければならんという問題との関係があり、又調査会の調査審議が進んで、改憲ムードが育成されると云うこととの関連で昨年あたりから、憲法の年と云うことが屢々いわれ、いよいよ今年、調査会の最終報告が出ると云うので、来年にかけて一層具体的な改憲論議が展開されるという段階となつてゐるわけであります。以上今迄の改憲の問題の提起された歴史的な経過を簡単に振り返つてみたわけです。そういつた所から一つ改憲問題の基本的課題がどこにあるかと云うことを少し話し合つて頂きたいと思います。

田畠(忍) 三度ばかり改憲の問題が起りかけて来て、今は三度目だとおっしゃつておられるわけですが、しかし二度目と三度目とのが、今日の問題ですね。

黒田 戰争放棄については、幣原さんが、いい出したのをマックアーサーが受け入れたんだとか、或は基本的人権の尊重はあまりにも当然の事で、各野党の改憲案、たとえば、憲法研究会案だと社会党案だと、共産党案、いずれをみても人権尊

重をうたつております。このように分析的にみていくと、押しつけられたと一寸云いにくい面も出て來たわけですね。最後に個々の問題よりも、とにかく占領下に於て、自主的な憲法が出来る筈はないと、やはり日本国憲法はアメリカの強制と命令によって出来たんだという点を強く主張するのが所謂一七人意見書の見解なのです。

田畠(忍) しかし、アメリカと云うよりは、本質的にはポツダム宣言に従つて、いろんな悪法の改正をやり、悪法の廃止をやつて、最後に、帝国憲法の改正による日本国憲法制定ということになつたのではないかと私は見ておりますがね。

黒田 高柳意見書にも多少そうした見方が出ていますね。

田畠(忍) しかし、高柳氏の日米合作論については私は抵抗を感じるのです。もちろんアメリカが押しつけたと云う「十七人意見」のようにも思えない。ただポツダム宣言の線に従い、国民の憲法改正意識によつたと云ふうに考へるのです。マ元帥も、ポツダム宣言によつて占領支配政治をやつたんだから、ポツダム宣言がもとになつてゐるんだとこう考へるんですよ。それから帝国憲法改正については、日本側もどのように改正しようかと云うことについての審議を、正式的にではないが最初から始めておつたのです。内閣の法制局で、参事官あたりで研究を始めているのですね。そういう自主的憲法改正の動きがあつたという事実は、これは相当大きく見てよいのではないかと思うのです。それは、近衛さんがあのよくな動きを始めたとき

には、マックアーサーとの会見と云うことが基礎になつておりますが、その前に日本側からの自主的な動きがあつたということは無視できないです。しかし占領政治の中心はアメリカの軍政権ですからね、これが或種の大きな役割を演じたことは疑いなければ、日本側の自主的な憲法改正の動きというものを無視して向うの押しつけであると見ることは勿論誤りであるし、日米合作であると云うことも妥当でないと思うのです。ポツダム宣言に従つて、日本が主導的に、しかし占領下であるから、占領政権の支配のもとにおいてではあるけれども、そういう動きを示したことにウエートをおかねばならない。そして形式的には天皇が国民の意思を汲んだマックアーサー案を帝国憲法改正案として勅命をもつて帝国議会の議にかけられている。つまり帝国憲法第七十三条に従つて改正案が議会の議に付せられた。そこを注意して見ていいのではないか。それからマックアーサー案を天皇が採択された判断が、これは非常に早かつたですね。少しも逡巡されてないですよ、さつと採択されているのですね。そこを大きくみていいと考へる。内閣で躊躇したのは内閣は非常に保守的であつて、或は寧ろ反動的であつて、改正をやりたくなかったのですよ。その点を多くの人はあまり重視しないけれども、私はこれを重視しなければならないと思うのです。

黒田 調査会の第一次報告（憲法の制定の経過についての報告書に）についてはどう評価されますか。

一円 私、報告書をみますと、多くの人の証言が書かれてい

ますね。吉田茂の証言、マックアーサーの証言だとその他の

くキャッチしていない。

内外の関係者の証言が書かれていますが、その中で、幣原さんはもう亡くなつておりませんから、証言がないのが非常に残念だと思います。私の読んだ印象では、この報告書は押しつけられた憲法だと思わせたいように書いていると受け取つたのであります。しかし寧ろ反対に、押しつけられたものでないという感じ、私はまあ戦争放棄に対しのような感じを受取つたのです。証言がどうとか今具体的にはいえませんが、書き方から受ける感じにもかかわらず、実際は押しつけられたものでなく、日本の発意で書いたんだという印象がありますがね。

黒田 九条についてですか。

田畠(忍) 九条だけではなく、あいう、占領下に於て、案外に自主的であつたといえるのではないかと私は思うのです。

九条については特にそうです。他の点でも日本側から改正案が沢山出でますね、ずいぶん思い切つたものも出でますよ。共産

党の案だとか社会党の案だとか高野私案だとかになると、これは相当進んだものが入っています。佐々木先生の改正案にしてもすぐれたものですよ。それを多くの諸君は評価しないのですが、しかしこれは非常に不公正だと思うのです。そういう改正案が自動的に、自発的に、こちらから出ているのです。法制局にもそのような動きがあつたし、民間にもその動きがあつたのですから、全体的にみて自動的であると見てよいと思う。占領下であつたが自動的であつた。その点をもちろん調査会は正し

一円 憲法調査会の報告に現われたと云うことと離れていえ

ば私もそのように思うのです。憲法研究会七人憲法は、これは全然マックアーサーからつきつけられたのではないし、自発的に民間から出されたのですが、それによると、日本の今の憲法と殆んど傾向が同じです。戦争放棄を除いてはね、もつと進んでいる所もあるんです。生存権、労働権の規定が詳しいのです。そして主権は国民から発すると規定し、天皇の規定が置かれているのであるが、即位は国会の承認を要するという規定がある。全体としての傾向は、今の憲法と同じですが、むしろそれより少し進んでいる。そういう動きが日本の国内になければ、占領制下といえども、憲法をただもつて来て、ここに根を下ろすと云うことは不可能ですよ。そういうものが国内にあつたと云うこと、あれをつくらした。マックアーサーのアメリカ国内への報告書の中でもそういうことを云つておりますがね。

田畠(忍) 僕も全く同感です。

一円 ポツダム宣言の趣旨に従い、日本国民は、日本の民主主義化と自由化について好ましい反応を示してはいたが、ただ政府だけが、言葉の上での民主主義と西方に対するお辞儀だけで、ことをすませようとした。そこでマックアーサーは日本政府に対して働きかけざるを得なかつた。という意味のことをいっていますね。

田畠 佐々木案にしても、生存権の規定があり、また国務大

臣弾劾制度や国会委員会、監査委員会、をつくるべきだと云う。第何条かわすれましたが、そういうのがあるのですからね。その点について言つても進んでいるのですが、その他の色々すぐれた点も含まれている、そういう改正試案が日本人の中から出しているのですからね。しかし憲法調査会の資料中にはあっても、それを調査会では評価していない。そのような制定経過の報告書と云うものは私は評価するわけにはいかないのです。押しつけ憲法論にしても、そこにいたるまでの調査にしても、また報告書全体の雰囲気としても非常に大切な正しいカンがぬけているのではないかと思うのです。

黒田 いやあの報告書は調査会の自身の意見ではなくて、調査会が調査した色々の資料を整理しただけのものなのです。

田畠（忍） その整理した或は調査したものに不充分さがあると云うことになると思うのです。フェアーワークではありません。

和田 初めから大体押しつけ憲法であると云う予想の下に始めたものと思われるのです。あの時の国会構成は新しい議員が出ているのですが、政府答弁はあちらに遠慮した答弁ばかりしているが、議員はそうではない。調査会は国会構成に於ける自

主性の動きを少しも調査していないのですね。

黒田 あの報告書の結論では、押しつけられた面もないではないが、一概に押しつけられたとも云われないというあいまいな結論でした。いろんな意見をごっちゃまぜにしているから、断定的な結論は出せないので。日本の降伏の仕方についても、

条件付無条件降伏であるという規定のし方ですね。ポツダム宣言の条項を誠実に履行すると云う条件の下に、日本が降伏したと云う意味で条件付降伏なのだ。しかし、向うの出して来た条件についてとやかく云い得なかつたという意味に於ては、無条件降伏だと、結局条件付無条件降伏だと云う珍妙なる表現をとっているのですね。そういうあいまいな点が出てくるのは、色々な人の意見を整理したら、調査会自身或は執筆者自身の意見で書けないものだから、そうなつたのですが、或る面に於ては資料として相当価値があると云う評価をするむきもある。

田畠（忍） しかし調査会の駄目な性格がそこに出ていると見ることも出来る。

黒田 出ている資料がからならずしも全面的に公正な資料といふよりも、ある一部の資料と云う意味ではやはり偏っているのです。

田畠（忍） 一応資料も出していますがね、民間の案についても色々集めているものの、資料の扱い方に於て、大きな間違いがあつた。

和田 それは、憲法制定の経過のところだけでなくすべてについて、資料の選択の仕方が学問的厳格さがないし、参考人を呼ぶに当つても非常に不公正で誤っている。結論を出すのに都合のよいことを云つてくれる参考人ばかりをひっぱり出して、その意見だけで国民はこう考えているのだと云つておるので

ね。

黒田 日本国憲法無効論の提唱者、菅原裕とか井上季麿とか、そう云うような人を招いて無効論を一席やらしていませんね。参考人として出ていった人の顔ぶれと云うのが旧官僚、或は旧軍人も居るでしょう。総じてかつての支配層が呼び出されておる。

田畠(忍) 改憲反対の学者を呼ぶにしても、非常にはつきり反対している者には呼び掛けて来てないですよ。大体に於てあいまいなような人ばかりを呼んでいる。

和田 若い層と云うか、二十代の人を公聴会には殆んどよんでもりません。だから国民の世論を聞いたと云うような、口はばつたいことは云えないと思います。

田畠(忍) それにもかかわらず、公聴会では改憲反対の意見の方がちょっと上まわっているのですね。十一人の六人迄がどこでも改憲反対をしている。その点面白い結果がそこに出ていると思うのです。

五、憲法調査会の改憲論

黒田 一般論はこれくらいにして、調査会の改憲論に入りますか。一応天皇制の問題、戦争放棄の問題、基本的人権の問題、国会・内閣など国家機関の問題等を大別しているわけですか。

問題、国会・内閣など国家機関の問題等を大別しているわけですが、順番に行くか、一括していくか、どちらにしましようか。調査会の今迄の活動の結果を簡単にふり返ってみると、一九五六六年六月十一日の法律で調査会が一応成立したのですが自民党は直後の参議院の選挙で三分の二議席をとりそこなったという

こと、社会党が全面的に参加を拒否したと云うこと、学界に非協力的な空気が非常に強かつたということなど、三つの理由で調査会の具体的な活動開始が非常に困難に陥っていたわけです。その翌五七年に、岸内閣が成立し、岸さんが早速アメリカに行ってアイク、ダレス等と話し合いをした結果、日米新協力体制の確約をして帰つて来るや、岸さんは極めて積極的に、委員の任命を行い、八月十三日に第一回の総会を開いた。それ以来、六年有余、今日迄、非常に勢力的な活動を展開して來たわけでですが、その第一段階で取組んだのが、憲法制定の経過であり、第二段階では、「憲法運用の実際」、第三段階に於ては各委員の改憲是非についての見解という段階を経て、いよいよ、最終段階に於て、憲法調査会として内閣及び国会に報告する最終報告書のまとめをやつてているというのが現状です。で、制定の経過については、相当、詳細な報告書も出来ててますが、これについては論議は省略致しましようか。

田畠(忍) 制定経過について少しふれてみてはどうですか。例えば高柳氏が、日米合作の憲法だと云うことをいつていますね。これは問題点になりませんか。

黒田 アメリカの押しつけであるという意見と、日米が協力して合作したんだという意見と二つ調査会に考え方が分れて対立しているわけですが、どちらを支持するか、どちらもおかしいと云うか。

そのなかで、日米のいすれにウエイトを置いて考へてゐるかによつて相当変つてくる。アメリカの押しつけが強力であつたと云うのと、日本からの発意の方が、むしろ強力であつたと云うのとでは相当違ひがござりますね。

黒田 調査会では一般的にアメリカの押しつけだと云う意見が強かつたのですが、だんだんと個々の問題で、天皇制が押しつけか、国会制・内閣制が押しつけられたか等々の点で變つてきました。

田畠(忍) その變つてきたものを憲法だということにしてきている。最初に一寸、問題になつた例の渡辺(洋)君の「三つの憲法論」あれを読んでいる学生が案外多いのですが。日本国憲法は法源にすぎないもので、制度としての憲法が別にあるなどと言うのですから、非常に悪いですよ。すくなくとも非常な悪影響を与えてゐます。護憲の立場を一応とりながら、実は反憲論を強化するものです。それが高柳理論につながつていると聞えますね。

和田 やはり、高柳さんは、法律を尊重せねばならんといふ。しかし、我々は、法律規範の上に、憲法規範というものがることを重視しています。

一円 憲法規範は、一つの目標に過ぎない。青写真に過ぎない。けれども、法律こそは、護らなくてはいかん、ということになるのですね。

田畠(忍) それを「良識」だと云うのだから困ります。良識

による解釈というのですが、これは全く悪識ですよ（笑い）。

一円 もう一つ、高柳さんは、今の自衛隊は合憲だと政府は云うてゐるし、裁判所も云うてゐる。それでいいじゃないかと言ふ。そして今の自衛隊を次第に強化して行くうちに、社会党が、自衛隊は、違憲で、反対だと言つてゐると、社会党が政権を取つた場合、反革命でやられる、だから、自衛隊合憲論でよいじゃないかといつてゐる。こうゆう無茶、苦茶な合憲論はない。私は、これを憲法解釈論上の、学問上の議論として取り上げて、論駁するのはあほらしい気がします。そこらの政治家の意見書にありがちな議論と殆んど変らないのですね。

田畠(忍) そうです。その学問上の価値はゼロですね。それに高柳氏は、野党が既に負けているのだとも書いていますね。政治的に悪意的ですよ。

和田 その点、先程の変遷したものが憲法であり、憲法は勝手に變つてゆく、と言うのですね。

田畠(忍) 「高柳意見」は、けっきょく安保条約体制こそは憲法だという考え方です。驚くほかはありません。

一円 一寸、「高柳意見書」のある箇所を読んでみましょうか。ここはおもしろいです。「社会党も国会での論議では、ある程度既成事実は認めた上で、政府の防衛隊制を批判するといふ傾向もみられる。又、自衛隊は、憲法違反として解散することが不可能であることを認め、漸次的にこれを国土建設隊に切り変えることをプログラムとして提示している。同党が近い将

来政権をとる可能性は少ないのである。」「その間に自衛隊は、

更に強化された集団に成長するであろう。そして、仮りに社会

党政権が成立して、自衛隊を国土建設隊に切りかえる政策を実

行に移すとすれば、自衛隊と政府は、鋭い対立の姿となり政府の出方によつては、クーデターが起らないかとも限らない。このような状勢に至る、不幸な発展を阻止するためには、国民の一部も、社会党も自衛隊を違憲の存在として、これをタブー視する態度を改めて、これを国民の軍隊として認め、そのあり方について、活発な議論を行つてこれを管理抑制することが必要であろう。」とこう云うわけです。

土井 それは社会党に「よろめき」をすすめている一節ですね。だから、「高柳意見」をたんに憲法の解釈上の問題としてすましてしまうわけにはいかない。

田畠(忍) 改悪論の西尾(末広)さんが喜こぶわけです。これだ！我が意を得たりと云うわけです。民社党こそは唯一の憲法改正反対党だと云うことになつたのですからね(笑い)。

一円 黒田了一さんは、この高柳意見書を非常に高い学問的労作であると評価されていますので私はふんがいしているのですよ。

す。

田畠(忍) 鈴木安蔵君などもはらをたてている。小林孝輔君

も同様です。

黒田 批判はしたのですがね。

阿部 批判されていることは事実です。

一円 黒田さんの云うことは分るけれども、知らん人が読めば、その書き方が一寸ね(笑い)。

① 天皇制

黒田 調査会の制定経過に関する報告書は相当に詳細な史実は集めているのですが、その中でも天皇制を護持する為に何故アメリカが積極的に協力したかと云う点について、一応の判断を示している。日本の降服を早めると云うこと、占領政策をスムースにやるという二つの理由で、天皇制護持に非常に熱心になつてくれたという評価が出ている。いろいろの評価はある得るが……。

田畠(忍) 天皇制についてですが、調査会の多数意見が天皇象徴制でいいじゃないか、ということになつてきていると云うことですね。これをどう考えたらいいかと云うことですが、それは彼等にとって天皇制はどうでもいいのですよ。天皇制であろうがなかろうが問題じやないんです。天皇象徴制の下に於ても現に人権を狭めることも出来るし、第九条の改悪だって出来る。問題は権力の増大にあるのであって天皇制がどうのこうのということは本当はどうでもよい。もちろん一部の人、三人男とか何とか云われているあの諸君を除いて、自民党の諸君なんかはドライで、天皇制に関してウニットな考えはなく、どうでもよいのですよ、ただ利用するときにはする、いまは利用価値がない、しかし多少の利用はする。しかしそれは天皇制を復活しなくとも出来る、こういう考え方で、あまり問題にしていない

から、この天皇制の問題については元首論だとか天皇制にするとかいう議論は重きをなさんようになつたんだでしよう。

黒田 しかしポツダム宣言を受諾するかどうかと云うときに、日本の支配層が一番に問題にしたのは国体の護持だった。ですから今の調査会に於ても初めの頃は相当天皇制の問題は大きなテーマになつておつたと思うのですけど、それが次第に影が薄くなつて來たと云うのは、二つの理由があると思うのです。天皇の利用価値が昔程でなくなつたと云うのも一つの理由と思いますが、もう一つは世論調査等を通じて天皇制を強化することについて反対であることが次第にはつきりして來たという第二の理由があると思うのです。

田畠(忍) では、第九条の問題はどうですか。国民は戦争をやるとか、再軍備をするということに反対して強い反対の意識をもつてゐるにもかかわらず、調査会では戦争の問題、九条の改悪を非常に強く考へてゐるでしよう。第九条についても第一条の天皇についても国民の意識は同じなんですよ。

黒田 その率が違うのです。

田畠(忍) 率が違うとおつしやるが、そう違わない。むしろ質的には、私のみる所では、やはり戦争反対という意識が却つて非常に強い。その意識が強ければ強い程、また調査会の多数意見は、どうしてもこれを変えようとする考へで宣伝につとめている。そこで、天皇制の問題と戦争放棄の問題については、国民の意識は同じであるが、調査会のウエートの置きようが違

うというのは、どういう所に原因があるのかということですね。されませんが、独立国にはやはり自衛の軍隊は必要だという考え方の人も相当あるわけです。ところが天皇制を強化するということに賛成の人の率は非常に少ないですね。やはり大部差があると思うのです。

田畠(忍) その差がそんなに大きいかどうか、そんなに大きくなつて思ふのです、国民の意識に於ては。所が大きくなるように宣伝していますよ。彼等が一番変えたいのは戦争放棄ですからね。そうした支配階級の意思が調査会に現われて多数意見になつて來ている。つまりウエイトを天皇制復活と云う所に置いていいのです。それよりも、戦争放棄、権力の拡大強化、人権を狭める、ということにウエイトを置いている。

黒田 近代化された生産様式の下に於ては古い天皇制と云うものの価値は次第に薄くなつて來ていると思うのです。しかし教科書の検定なんかを通じて見る所では、天皇をより尊敬されるような指導は非常に強力です。

和田 いや、天皇制 자체を強化すると云うことよりも、上下関係と申しますか、上下関係の秩序と云うものを、復活強化しなければならんというのですね、その頂点としての天皇という見方によつて教科書の検定を行い、それから道徳の指導要領の中にも身分と云う言葉は使つていませんが、やはり天皇制強化の問題につながる内容がたくさん出て来ています。

田畠(忍)

そうです。権力主義的な上下関係的構造を強化し

ようとするのが彼等の改悪計画の中心だと思うんです。天皇制そのものは中心ではないですね。しかし二つは無関係ではない。

和田

昭和二十九年迄の教科書と昭和三十年以後の教科書とで非常に違う点は、一般大衆の生活をあまり見せなくなつたと云うことです。今の歴史の教科書は、天皇主権の歴史になつています。つまり国民の歴史ではない、大衆がどのように働いて来たかが全然書かれていません。

黒田

天皇制については、利用価値はへつたといつても、自由思想平等思想のゆきすぎと云う名に於て、もう少し身分関係、或は上下の道徳律をつくり上げるために天皇制を残すと云う、そして実質的に強化していくという価値は支配者にはあると思うのです。特に自衛隊の精神的中核にしたいという望みもあるでしょう。しかし、明治憲法下の天皇制にしたいという意見は極く一部を除いて、調査会にもあまり出て来ないし、大石、広瀬理論も極く少数意見です。大部分の改憲論者といえども天皇制に関しては、現在の象徴制で先ずよからうというので、そう大きくは変革されないであろうと思われるのですが、最初の自由党の案の時は、天皇は元首とすると云うことを、はつきり書いてあつたのが、自民党の案の時は、天皇を元首とするかどうかと云うことを慎重に考慮すると云うふうに変わつてゐる。次第に天皇制の問題は中心課題から外すされているのではないかと思うのです。所が天皇制と戦争放棄の問題が不可分に結びつ

いていると僕はかねがね考えて來たのです。

一円 憲法調査会の天皇制論議をみると、「天皇が元首であると云うことを明確にすべきか、天皇が君主であることと明確化すべきかどうか」と云うような問題提起になつてゐる。天皇制度そのものを置くか置かないかを問題とせず、天皇制を当然置くということを前提として調査が初まつてゐる。

黒田

その点は外の点でも同じではないのですか。第九条の下に於て、自衛隊をもてるとしても、尚色々の疑惑があるから、変えるべきかどうかとか？ 公共の福祉によって自由人権を制限出来ることは勿論であるけれども、というような問題の仕方でしょう。それで天皇制をもち、自衛隊をもち、基本的人権を制限出来るんだという前提で議論がされている。天皇制を廃止すべきかどうかという議論は全然出されていない。

一円

必ずしもそうではない。例えば議院内閣制、これに対しては、これを全然否定する立場からの首相公選論がありますね。再軍備論でも、そもそも第九条の存在にとらわれない立場から論ぜられているのです。ただ、天皇制に関しては少くとも、天皇制そのものの存否を問題とした議論はなされていない。

黒田

世論調査では何%とかは廃止論者もいるわけです。しかし大多数は現状でいいとしている。調査としては一応廃止すべきかどうかということについても議論した上で廃止すべきでないとすべきであるのにかかわらず、廃止論は論外として議論がなされている。

阿部 元首とすべきかどうかという問題と同時に、元首と見るべきかどうかと云う考え方、高柳さんの意見の影響かどうか知りませんが、大きな問題となっているという印象を受けるのですが。

一円 それは調査会の報告の中にも、元首とは何かについて七つか八つあげているのですよ、一番は、名目的に外國から元首としての礼遇を受けければ、それが元首、だとか、主権が存しなければ元首ではないとか、或は行政権の首長であるべきだとか、いろいろ説があるのだと云うことを述べて、一番弱い方の礼遇を受けているのだから元首ではないかという。私は、そういう説を、妥当とは思わないのですが、こういう説を報告書の中にはあげていますね。

阿部 今まで学説上では、昭和三十年頃迄は、元首でないと云うのが圧倒的だったようと思うのですが、最近では、変遷と云うか実際的と云うか、元首であるという考え方支配的になって来た。従つて元首とすべきかどうかという憲法改正の問題について、改正しなくともいいと云うのは、元首とすべきではないんだと云うのではなくして、現に元首としての地位をもつてゐるから今更書かなくても書いても同じだという。そういう意味で、天皇制の問題が背後に押されたような感じですね。

田畠（忍） それが元首復活論を圧倒するようになったと云うことは事実だと思います。私自身は以前から象徴天皇は元首だと云つてゐる。象徴と云う意味に於て、元首だと云つてゐるの

です。それを高柳氏もそのようなことを云うのですが、その点高柳氏の理論は間違いでないと思うのです。それにイギリスの学者がいつてゐるからと云うことを行つてゐるのです。私は、イギリスの学者とは別に、以前からそだと説いておつたのです。それはそれで間違いでないと思うのです。

黒田 概念をどうきめるかについてはどうとも云える事です。

田畠（忍） 客観的にはそうは言えませんね。

一円 象徴と元首は言葉が違うように、その指示する概念が異なるべきです。殊に明治憲法では、天皇は元首であったのが、ことさらに象徴だと変えられているのです。

④ 第九条

一円 中間報告書の部会報告の中では、近代国家としての防衛体制は如何にあるべきか、そして、どの程度の軍備をもつべきか、その軍備を誰が動かすか、内閣がやるか、総理大臣がやるか、国会がやるか、天皇を大元帥にするかどうかの観点から取上げて居るのですが、憲法第九条の解釈と照しまして、そういうような現状が、正当かどうかという問題はあまり、取上げていらない。そういう点が先ず考えられる。自衛隊の存在を前提として、これが日蔭ものの軍隊になつてゐる。それを日蔭者でないようにする為に、憲法を変えなければならぬ、という考え方ですね。

黒田 憲法を変えなくともいいという立場の人も現在の九条の下に於て自衛軍はもてるし海外出兵も出来るんだから変える

必要はないであろうと云うのと、やはり国民の間で解釈についての疑義があるから、やっぱり変えた方がよいと云うのと、いずれにしても再軍備を肯定する立場でしか議論されていない。

一円 参考人として呼んだ人でも、防衛庁の元の高官であるとか、軍事評論家であるとか、そういうような人が沢山呼ばれておつて国民の声というものが必ずしも反映されていない。

黒田 小委員会には林克巳、福島新吉、いわゆる平和主義者、平和憲法護持の立場の発言も多少は出ているわけですね。

九条 を変えたい人の根拠ですが、初期の頃には、自衛軍をもてるようになしたいと云うのが中心だったようですが、だんだんと、国連への協力体制を整える為に、やはり九条を変えなければならんのではないかという、国連への協力が一番大きな理由になつてゐるのではないか、最近は。

和田 最初の頃は戸閉まり論だと、独立国だから、という議論が多かったのですが、最近は世界平和のために国連に協力する必要があり、そのために自衛軍がいると云う、そういう理由が多いですね。

黒田 国連の加盟国として国連の決定する国際警察活動にも参加出来ないでは片身が狭いということが理由になつて来ておりますね。

一円 軍隊を置く為に、そういった理由づけの方が具合がいいという、同情を得られやすいというタクチックでしょうね。

和田 平和のための軍隊である、という大義名分をもつてき

ているのですね。……。

黒田 日本が国連に加盟している以上は国連憲章の精神にそい、国連に協力すべきことは云うまでもないが、国連への協力と云うことと、国連軍への参加と云うこととがごっちゃまぜにされている。国連に協力するのだったら、国連の基本目的である再び人類が戦争を繰り返してならないと云う、それが第一の国連の目標ですから、その為に、日本が全力をあげて、平和憲法を護持すると云うことが国連協力の第一の方法だと思うのです。それをするに国連軍への協力にすりかえていっているのです。はたして国連軍に参加する義務があるかと云うと、むしろないというのが国際法学者の多数説です。正規の国連軍というのはいまだかつてなかつたし、国連軍に準ずるものとしては、スエズ紛争のとき、アフリカのコンゴへの出兵のときと二回国連軍に準ずるものを使急国連軍と称しているわけですが、それに対しても加盟国が全部参加する義務があるかといふといわけですね。任意参加はするけれども、法的義務としてはないわけです。法的義務として参加する為には、国連憲章四十三条にもとづく、個別協定を安保理事会と加盟国との間に締結しなければならない。そういう個別協定を結んだ国はどこにもないし、正規の国連軍の成立することも殆んどないと思うのです。だから国連に加盟しているから当然に軍隊を提供する義務があると云うことは少し飛躍だと思う。

田畠(忍) もし、国連軍へ軍隊を派遣しなければならない義

いる。

務が、国連に加盟している以上あると云うことになれば、現に憲法に反して、自衛隊をもつてゐるのであるから、その自衛隊を派遣することになりますわね。しかし国連憲章上そんな義務はないですよ。

和田 調査会の結論は、自衛の為の軍隊は必要であると云う論で、侵略の為の軍隊をもつという論はありませんね。

黒田 それないです。

土井 しかしそもそも戦争と云うものは侵略を意図するからこそ起されるものでしょう。後では美名を用意しますがね。

田畠（忍） 侵略することが一番の自衛になると云う考えがありますからね。なんかの時にはそれを云つてますよ。

和田 満洲事変が自衛権の発動ということを言つてそのとおりになつていますからね。

田畠（忍） アメリカも自衛の為に日本を侵略しているのですから、現にアメリカの基地があること、それ自体侵略的ですよ。日本は侵略され、占領されている状態です。戦争は何もしないで、条約で侵略しているのですからね。

黒田 いつでも最小限度の自衛力と云う。最小と云う非常に遠慮したことを云つていますね。しかし事実上最小では自衛は出来ないです。より拡大強化しなければ、安心して國は守れない。

田畠（忍） そういう宣伝をしているものですから、軍隊がないと侵略されると云う単純な心配をしてゐる國民がふえてきて

和田 日本はかつて仏印なんかにも進駐と称して、無血条約で侵略しておりました。

黒田 自衛とは何かと云うことについても、あまりつっこんだ論議がありませんね。初め頃には、自衛とは、外国から武力攻撃を受けた場合こちらも武力でもって抵抗することだというふうに国会で説明していたと思うのです。鳩山内閣の頃から、長距離弾導弾が出来た今日では、むこうの攻撃が初まつてからでは防衛のしようがない。そこでミサイルの発射基地を攻撃することも又、自衛であると鳩山さんがはつきり云つてている。

田畠（忍） 侵略的自衛を云つてゐるのです。

土井 外国学識者の意見を聞く場合、平和主義者をことさらさけているようですね。

田畠（忍） それは不思議なことに、ヨーロッパへの調査団は、真野さんが団長で行つてゐるでしょう。それにもかかわらず、第一ラッセルの意見を聞いていませんし、フランスでもそういう平和主義者の意見を毛頭聞いていませんが、どういうわけでしょう。

一円 外国でもこちらの思うつぼの人しか選んでないと云うことが多いかも知れませんね。

田畠（忍） 出先の外交官などが、政府の命を受けて、会う人を用意した感がありますね。たとえそうであつても、真野さんともあろう人が団長として、そのようなスケジュールを変更し

て、イギリスに行つたらラッセルに会うとかの処置を取つたらいいのですよ。ところが、そういう人たちに会う努力をしてないようですよね。

一円 これは、昨年私がイギリスへ行つたときに聞いた話ですが、オックスフォード大学に留学中の日本の学生の話によると、真野さんら、調査会の人が来て、我々は第九条を改訂したいと考えているが、どうでしようかと、イギリスの学者に質問に来た。こんな不見識なことがあるか、といつて大変ふんがいしていました。イギリスの学者もそのように受けとつていてるような口ぶりでいっていました。

黒田 外国の学者と云うのは、大半日本の憲法もその実状も、よく知らないですからね。そういう人に変えるかどうかを聞くのは、そもそもおかしいのです。

田畠(忍) そうですよ。しかしドゴールと親しいキャピタン

教授には聞いているのですね。キャピタン教授は日本のことにも憲法もよく知っていますが、ドゴールが憲法改悪をやっているのだから、同じようにやれと云うようなものだと思うのです。

(八) 基本人権と権力機構

黒田 基本人権と国家諸機関の問題に入りましょう。

一円 人権と公共の福祉との関係から、人権を制限しなければならんと云う、そういう問題ね、緊急事態に於ける人権制限の方法ですね。そういうものが目につきます。それから労働権に対しても経営権というか企業権というものを憲法上確立してお

かねばならないということはあちこちに書いてある。

黒田 その点、今の憲法は、権利と自由ばかりを書き過ぎて、責任と義務についての規定が少ないと云うことを盛んにいうわけですね。

土井 特に二十四条についてはね、ゲゼルシャフト的な法律上の権利・自由が多い、だからもとと、家庭内に於ても道義的な自由(?)というものを考えなければならない、もっと権利よりも義務において考えられるべきではないかと言つてはいる。それは権力支配体制の強化を貫して考えているのだと思うのです。

和田 憲法調査会の論議では、公共の福祉と云う概念を「現在の秩序の維持」ということであると考へていますね。進歩的或は発展的な概念としての公共の福祉という考へではないですね。

黒田 公共の福祉を代弁するのは国家だ。国家と云うのは具体的に時の政府であり多数党である。そして多数党を生んでいる大きな背後の経済力だと云うことにはそれは通じるのです。国民の責任・義務だけでなく、國家の責務と云うことをいつていますね。例えば教育については国家が指導監督する義務がある。教育の国家統制・支配に非常にウエイトを置いている。要するに福祉国家・社会国家と云うものを育成したいと主張するのです。福祉国家・社会国家と云うことは非常にいいことでみんなが賛成したくなる気もする。しかしその名によつて、特定

の勢力が国家の名において一人一人の生活の中に喰込んで、思
うままに引き廻すと云うことにつながるのです。

田畠（忍） 福祉国家と云うけれども警察的権力国家を考えて
いるわけでしょう。義務規定が少ないから、義務規定をつくれ
といわれている。祖国防衛の義務・法律尊重の義務・忠誠の義
務をいつているわけですね。憲法尊重の義務はいやなんで、法
律尊重の義務を主張するんですよ。つまり九十九条をとつてし
まって、その代りに憲法違反の法律を尊重しなければならない
という義務を規定しようと考えているのでしょうか。

黒田 悪法も又、法なりと云うことですね。

田畠（忍） 彼等にとつては、違憲の悪法こそは法なりですよ
(大笑)。

一円 それで遵法と云うことは一番危ないのですよ。あれが
泣かせ所ですよ。

田畠（警） そういうものをつくつておいて、それを公けの秩
序というのですよ。戦前がまさにそうでしたね。

黒田 さき程申しました項目の中にも、ソクラテスの名を出
しまして、遵法の精神と云うのですからね。遵法の精神即悪法
も法なりですよ。

田畠（忍） 高柳さんの云っている法の支配と云うのは、正に
それで、悪法の支配を云っているのですね。つまり憲法違反の
法の支配をいつて、憲法の支配と云うことは高柳氏は断じて云
わない。その点を僕は「高柳意見書」批判で強くついたのです。

彼は、憲法違反の法律・判決・政府のやっている事をすべて法
の支配という考え方で、その法の支配と云うことがデモクラシー
で一番大事なことだと云つてゐるのですからね。

土井 英米法に大変御造詣が深いはずの高柳氏ですけれども、
米国あたりで問題にされてきた法の支配の内容と、高柳氏の主
張されている法の支配の内容とでは、いままで、田畠先生の
おっしゃつてある点で、ずれがあるようと思われるのですが。

田畠（忍） 高柳氏は、米国の最高裁の長官とか最高裁判事の
意見を盛んに引用していますが、そういう人々と高柳氏との考
えはどうも違いますね。悪引用で、その点でも高柳意見は非常
に悪いと思うのです。だから西尾(末広)さんがとびつき、池田
(勇人)さんが些か尊重しているわけですよ。

和田 現政府にとつてあの理論は非常にいいですよ、いまや
つていることを合理化していられるのですから。

一円 どうにでも解釈がつくという意見は困つたものです。

黒田 もつばら安保体制に合わさないのだと、改憲の推進力とい
うものが外から起つて来て、そこには日本の自主性がないとい
うことになるかと思うのです。そういう切つてしまつていいか
と云うことですがね。

田畠（忍） 条約と云うものは一方的なものではなく、こちら
の政府とあちらの政府との約束でしよう。それが条約なんだか
ら、外部のアメリカ的勢力と、憲法を改悪しようとする日本の
現政治権力との陰謀じゃないですか。国外の力と国内の反動勢

力とが一緒になつて、自由と平和の憲法を改悪しようとしている。そういう問題でしよう。むしろ、こちら側が誘つたとも言える。けしからんことですよ。まあそれに我々が対決しているわけでしょうね。

和田 それは初めは、外国から申出の条約に応ずると云う所があつたのでしようけれども、二十八年以後と云うものは、岸・鳩山等の政界復帰と反動勢力、旧勢力の失地回復と云う意味が含まれて來たのではないかと思います。時を同じくして、道徳教育とか修身教育が盛んに言われるようになつてきましたのは、つまり旧勢力による憲法の全面的改悪論が実質的に出てきたわけです。

田畠(忍) アメリカのねらつていたのは第九条でしょう。基本的人権や天皇制を変えることはアメリカは考えていなかつたでしようね。こちらはそれに乘じて基本的人権を狭めよう、天皇制も出来れば復活するようにならへようと、いうように便乗的に問題をその中に入れて來たのではないかと思うのです。

一円 基本的人権、天皇等のいろいろの改正点が出て來ると問題が九条にあると云うことがぼやかされてくると思うのです。
田畠(忍) その点もあるでしようね。つまり、改悪問題の中心は第九条ですね。調査会の出発点がまさに結論になつて来ている。そして、九条に関連して基本的人権の他の個所をぼつぼつわるく変えて行き、権力の巾を同時に拡げようとしている。二十九年にM・S・A協定がつくられ、それに伴なつて自衛隊

法と防衛府設置法をつくつた。あの頃から非常にはつきり、形式的にも憲法を改悪しようとする線が強く打出されて来た、そして三十一年鳩山内閣になりまして、憲法調査会をつくつて具体的にそれを推進して行くというはこびになつて來たのではないかと思うのです。

一円 第九条が中心ですね。しかし国民の基本的人権を制限しておくと云うことが、大切な個所だし、それと政府の権力を強めて政府の施政に反対しにくしていくことがありますね。

田畠(忍) 国家非常権の設定とか、徵兵の義務などを人権の規定の中に入れようとかというのも、それは結局、第九条改悪との緊密な結びつきですよね。切りはなしては考えられないと思うのです。

黒田 私の考えは、一般の人と若干違うのです。第一回の極東委員会の時の改憲の中心課題は天皇制にあつたわけで、むしろ天皇制をもつと弱めると、いう意味があつた。所が第二回目の安保条約との関係で変えようとする動きは、アメリカから強く日本の再軍備を要求したのに答える為の第九条改悪という意味をもつていた。二十九年前後の改憲論議はもっぱら第九条となり、日本の方では、全面的改憲というポーズをとつた。ところが、この一両年に於ける改憲論議の中心課題は、第九条が重要性をもつたままで、基本的人権の問題に重点が移行してはいないかと考えるのであります。これは憲法を変えようとする主勢力が

二十九年前後は主としてアメリカ側で、それに呼応する一部の日本の支配層であった。一両年、新安保前後からは、日本の内部からも、改憲を要求する勢力が強化され、アメリカの要求だけではなしに、それと相対的自主性をもつた国内反動勢力が日本憲法を変えたいとすれば、第九条だけでなく、第九条を変えた結果を効果的にするために基本的人権をいらわなければならぬ。特に日本の国を事実上動かしている財界の高度成長政策のゆきづまりもありますし、労働強化と、低賃銀制をとらなければ独占利潤を維持することは出来ないということを切実に感じ初めている。その妨害になるのは、第二十八条勤労者の団結権、団体交渉権を、今迄は公共の福祉ということを理由として、制限剥奪を試みたけれども、それにも限度があり、抵抗も非常に強いので、その抵抗力を弱め、よりきびしい労働強化低賃銀制を強行する為めにいろいろの対策が必要になつて来る。例えば、精神的な面では、教育を国家統制の下に於て、国民の意識を次第に変革していくという政策がとられている。文教政策・大学管理制度・科学技術振興政策と云うようないろいろの形で国民の意識の変革を進めながら、スムースに抵抗力少なく憲法を変え、そして新安保体制に即応する強力な行政指導をやつて行きたいという切実な要求から、改憲論が基本的人権の制限、特に労働者の団結権、団体行動権の制限・剥奪、学問・思想の自由の制限、更に大衆活動の抑制の為の言論・集会・結社の自由等を公共の福祉の名によつて、きびしく枠をはめること

の出来るような体制をとらざるを得なくなつて、九条問題以上に人権問題が中心課題になりつつあるのではないか。九条の方はいまも重要問題ですけれども、解釈運用の面に於て自衛軍は当然もてるし、更に、駐留軍を合憲だとする最高裁判決がある所にあらずという議論をして居りますし、昨年あたり、池田さんも、林法制局長官も海外出兵と国際警察行動への参加とは別問題である、と国会で云い初めて居りますから、そういう議論が成立しますれば九条はこのままでしておいても、今の自衛隊に課せられた任務は大体遂行出来る。ただその為に国民の批判、抵抗が起ることも予想されるので基本的人権の剥奪さえしておけば、九条をこのままで、何んとかやりとげられると云うことがあるので、あまり厳しく憲法九条をいわくなつて来た。むしろ避けていると云う感があるので。九条を変えるとなると憲法の心臓を否定するような印象を國民に与えますから、基本的人権の方で、自由のはき違ひとか民主主義の行過ぎとかいうことを口実にすれば或程度の國民の賛成が得られる。それで抵抗の弱い面に喰いついて行くと云う傾向が非常に感じられる。結局行政権優位の体制をつくっていく。特に国会は最高の機関と云う規定を削ろうとしていることが繰返し繰返し調査会でも主張されている所にあらわれているように、政局の安定、行政能率の向上というようなことを理由にしても、強い内閣・

弱い国会をつくろうと、それさえやつてのければ、相当自由に人権の抑圧も出来ますし、或は、海外出兵も合憲だということで押し切れそつだというような、意図を感じざるを得ないのです。

土井 黒田先生の意見を聞いて居りますと、窮屈的にはいまの改憲の目的はやはり第九条にあるというお考えと思われますね。

黒田 九条だけにしほらないのです。

土井 第九条をどのように変えて行くかという手段・方法については論点があちらを向いたり、こちらを向いたり、相当に工作がこうじられておりますけれども、窮屈的には目的の所在は第九条と云うことにならざるを得ないのではないですか。

黒田 いや僕の考えは九条中心主義ではないのです。

一円 貴方（黒田氏へ）の考えは人権といいますか、国民の批判・反対を押し切れるような政府体制をつくることに重点を置いているのですね。

黒田 ええ、軍国主義の復活ということがよく云われるのですが、何故軍国主義が復活するか、復活せざるを得ないか、その点やはり経済的問題とそれに奉仕する体制が必要なのです。

一円 改憲の問題点も時代の変化と云いますが、時期の変化に伴つて次第に変つて来ていると私は思うのです。最初はやはり、第九条の問題だったと思うのですけれど、それが自衛隊も違憲でないという説ができる來るし、政府の方でも、第九条を

変えることに抵抗があると云う事の心配があるのでから、それに応じていろいろ変わるわけです。天皇制についても、このままでいいではないか。窮屈的には第九条の戦争の放棄の点と人権制限の点ができるようになりますと、そのためには何より、政府の行政・政治権力の強化が必要になるわけです。これらが時により国民の反対だと、世論の動きなんかのまにまに変わつて来ているわけです。

土井 表面的にみると、そういうことは確かにありますけれどね、黒田先生のおっしゃったようなことは、当初からあつたのではないか、やはり第九条改悪と云うようなことが問題にのぼつた当初から、あつたのではないかと思うのです。それは防衛体制と云つても、何を防衛するかと云うことになると日本資本主義体制の防衛、大資本家階級の防衛体制と云うことにならざるを得ない。そうすると、好むと好まざるとにかかわらず、黒田先生のおっしゃったこともふまえて問題になる。それが表面に強く出てくる点になると時期的差異がありましょくね。

一円 九条の問題が遠のいたと云うことは云えないのです、今のような志願兵制度の自衛隊と云うようなものでは、具合が悪いので徴兵の制度をしきたいと願つてゐる。それを可能にするには、九条を変えなければいけない。その他海外出兵です、国民の頑強な反対がある。憲法を変えれば、海外出兵も出来る。それでチャンスさえあれば、いつでも第九条を変えたいという考え方はあるのです。

黒田 本質的な平和の原理と、民主の原理、それと自由人権の原理と云うものは不可分に結びついている。そのどこかが崩されば、他のものも崩れるわけですよ。だから、どこが一番崩しやすいか云うことが政策では考えられるわけですね。その外に、第九条については、自衛隊の果す役割も時代と共に変つて来る。最初防衛五ヵ年計画の立てられた時は、外国の侵略に対して、国が三ヵ月間防衛出来る、それだけの体制をつくるというのが一応の目標であつた。それがその後、核ミサイル兵器の発達によつて、全面的な戦争に自衛隊がどれだけ役に立つか、三ヶ月どころか三日もたない。本格的な戦争に対しては、自衛隊は役に立たないのだと云う事がいよいよはつきりして来たので、自衛隊の果す主たる任務が變つて来ていると思うのです。最近に於ては、一つは内乱鎮圧ですね、これはおととし国会で問題になつた治安出動要綱に表われております。或は自衛隊の編成がえで大都市中心に移つてゐる。これは将来起るべき大規模な抵抗運動を抑圧するために自衛隊がこれに当ると云う、一つの任務が自衛隊に課せられているのです。もう一つは対外的側面に於て本格的な戦争していくのではなくして、南鮮のデモ鎮圧とか、ベトコンの抑圧に日本の自衛隊が協力するとか、対ゲリラ戦に対しても、日本の自衛隊も相當に偉力をもつでしょ。ソ連相手の本格的な核ミサイル戦争には役に立たないと云う点は百も承知である。その程度の義務、その他、海峡封鎖作戦が考へられる、ソ連の潜水艦の出没をおさえるために。そ

れでその程度の自衛隊の任務だと思うのです。その場合治安活動と云うのが一番注目すべき点であります。それもいい政治が行われば、抵抗が起る筈がないのであって、将来相当むりな政策をやらんならん時も出て來るので、安保さわぎと云うようなものが起つた場合、鎮圧するだけの態勢を自衛隊にもたしたいと云うのが、相当真剣に考へられている。その配置状況も、北海道に重点があつたのが、最近に於ては山陰・九州の方面と大都市周辺に重点が移向しつつあるといわれ、そのことからもこれが想像出来る。その程度の活動だと、解釈によつてやれると云う、多少その点での安心を池田内閣はもつてゐるのではないか。改憲に比較的慎重なもの、それが一つの理由になつてゐるとも考へられそうですね。

和田 各党が改憲要綱を出した時分（昭和二九年）から、今の三つの要件は出そろつとつたわけですが、委員の発言をみてみると、最近は経済的背景からの行政権の拡大という理由が多い。

田畠（警） やり方としては變つて來ているが、やはり、九条を変えて徴兵制をしいて、国防の義務を負わせようとするような事が根幹になつてゐるのではないか。今の政治勢力の背景になつてゐるものは、再軍備をやらせると云う大資本で、それが自民党の背後にありますね。黒田さんのいわれたように現在の憲法の下に於ても或程度やれる云うことであるんだけれど、それでは背後にある資本家勢力、大資本の力を強めようとするとこ

とに於て、なお不充分である。種々の配慮で、形は變つて来て
いるが第九条改悪に重点をおおいていることは終始動かない。

黒田 支配者層が何故再軍備をしたいのでしようかね、その
必要性がどこにあるのでしょうかね、多少疑問に思うのです。

吉田内閣の時は、終始「再軍備はいたしません」といつていた
し、池田さんも、ロバートソン会談の時に再軍備は非常に困難
だ、アメリカの三十二万の要求を十八万にして来たと云つてい
る。日本の支配層が、アメリカの強い再軍備要求に対しても時に
は消極的抵抗を示した面もないではない。アメリカの要求する
ままに再軍備をしたかどうかと云うことです。

田畠(忍) 彼等のは対米レジスタンスと云い得るかどうか?
本質的に見ればそうではない。アメリカの帝国主義者と同じよ
うに金融資本家等々の権力者層が再軍備をのぞみ、大もうけを
しようとしているのですからね。アメリカの金融資本にとって
も、こちらの金融資本にとっても、その点変らないですよ。実
にハッキリしてゐるじゃないですか。こちらの吉田さんや池田さ
んが、向うの日本の再軍備要求に対して抵抗したと云うのは、
あれはそういうポーズを示しただけで本当はそうではない。同
じように再軍備をし戦争をしようという体制的な考え方ですよ。

田畠(忍) そうです。背後にあるものは、変りないのでですよ。
戦争でもうけようという財閥と、それを背景とする政党的性格
は変わらないのだけれども、吉田と岸・鳩山とは多少違うようで
すね、背後のグループも本人の性格も違いましたね。吉田の本

心は、再軍備をしたくなかったようです。

田畠(忍) そうでしょうか、もしそうでしたら、彼は決して
安保条約を締結しませんよ。

田畠(警) あの際アメリカからそれ（安保条約）を強制され
ることは豫測していたようですが、占領下で講和条約を締結す
るためににはやむをえないという考えだったようです。全権に内
定した直後、彼に会ったのですが「僕は貧乏くぢを引かされる
のだ。しかしやむを得ない」と言つていましたよ。彼はある戦
争にも反対であった。吉田個人の気持としては再軍備なんかし
たくない。岸なんかは進んで昔の夢よ再びという気持があつた
と思う。私のいうのはその違いですよ。もちろん、保守政党、
反動政党そのものは、背後勢力のお先棒になわなければなら
ないのだから、再軍備とか軍備拡張とかいうことによって独占
資本に奉仕すると云う態度は変らんだろうと思う。現在、池田
個人はどういう考え方をもつていとも、自民党という政党が
大企業、独占資本に奉仕することに変りはない。そこで、正規
の軍備をもち、軍備を拡張することによってその大奉仕やろう
としているのだが、政党のやり方としては、なるべく抵抗を避け
ながら改憲ムードを押進めてゆく巧妙なやり方でゆくだろう。
しかし、結局は第九条の改悪に重点を置いているものと思う。

田畠(忍) 私は、吉田さんについては、彼が一番資本主義に
奉仕しようと云うと性骨をもつてていると思うようになった。そ
うでなく、彼が本当にアメリカ軍閥に抵抗する気になれば、ダ

レスと接渉しまして、日本の憲法の立場に立つて安保条約を一蹴することは簡単であったと思うのです。ダレスも実はその事を笑っているのですね、日本の政治家が日本国憲法をもつていて

ながら、憲法に従つた対外政策を実施しようとしていない、おかしいと南原さんか誰かに云つたと云うことです。私はそれを

間接に聞いて最初は耳を疑つたぐらいです。考えて見ると、吉田さんは最初から再軍備をやろうという肚なんです。それを再

軍備をやりません、やりませんと言つて、実は再軍備の道を開く安保条約とM S A 軍事協定を締結したのですよ。

黒田 それは、そう思わないのですよ、その点、旧安保はア

メリカの強い圧力に屈したのだと思いませんね。

田畠(忍) しかし、事実は再軍備は吉田の望むところでもあります、吉田と幣原の差というものは非常に大きいですね、幣原さんは徹底して平和主義の考えを持っていましたけれどね、初めから吉田さんにはそういう考えはないですよ。

黒田 憲法調査会に出した吉田書翰ですね。……

田畠(忍) それはやはりジエスチュアードであり、ボーズであるに過ぎないですよ、あれは信用できないです。彼は改正には反対で改悪に賛成なんです。結局は高柳意見がこれに結びつくのですよ。つまり成し崩しの憲法改悪をやろうというのです。形式的にやらなくたって、実質的に安保条約体制でやって行けると云うのが吉田氏の肚です。悪い大きな見透しを立てているのですよ、初めから。

黒田 大政治家ですね（大笑）。腹芸をやるのですよ。しかし、吉田は軍国主義者だと思わないですよ。

田畠(忍) いや悪しき腹芸ですよ。彼は幣原とちがつて軍国主義の大物です。大政治家と言うものではありません。黒田 横道にそれましたが、憲法調査会における改憲論議にもどりましよう。

一円 黒田さんは、改憲の第一波と第二波、第三波に分けられたわけですけれど、第二波旧安保の体制、第三波新安保といふように、旧安保・新安保と区切ることについて……。

黒田 僕は旧安保と新安保とでは相当違つた性格があると思うのです。旧安保は日本の独立以前に日本が外交主権をもたない時に、いや応なしにアメリカから押しつけられている。日本

の経済力そのものも、まだ充分復活してない時期で、日本の自衛力の漸増を期待すると書いてあるわけですね。新安保に改定しようという意図はアメリカから出たと云うより、日本側から、相当進められている面もある。それは、勿論、アメリカの利益でもあるのだけれども、それはやはり日本の独占資本の相対的自主性というものの確立と或は独占資本の再編復活と云うものが一応完了したという時期に於て、日本とアメリカが一応、対等であるかの如き形式を借りて、日米協力体制を積極的に促進すると云う意図をもつて来ているのです。

田畠(忍) 旧安保は、いや応なしだったとおっしゃるけれども、それはそうでないと思うのです。こちらがむしろ非常に望

んでいた所が大きい。そうでなければ、国民の反対運動をテコにして一蹴し得たのですよ。あの旧安保に於ては、アメリカが

日本の再軍備を強要するような規定が定めてなかつたぐらいに、先方は遠慮していたぐらいです。それがこちらが駄目だから、二十九年にはM・S・A軍事協定をつくり、更にその二つを合せて出来たのが三五年の岸内閣によつて強引に押し通された新安保条約です。新安保条約の内容と云うものは二十六年の旧安保条約と二十九年のM・S・A軍事協定を一緒にして、それに輸をかけて強化していると見るべきものですよ。現象面を見ていては駄目です。

一円 両条約の相違ですが改憲の論拠との関連で見る場合、一応の変化の過程で、大体同じ変化の流れですがね、旧安保以米ね。

田畠(忍) だんだん強化されて來たのですね。

黒田 あとの方は、日本の支配層の要求が強く加わつて来ていると私は判断している。

田畠(忍) 私は初めからそうなんだと思います。それがなくて、アメリカが押しつけたと見ることは本質的じやない。事実に反していると思う。

黒田 初めは、日本側の資本はそれ程強い力をまだもつていなかつた。

田畠(忍) そういう要求・念願を本能的にもつていた。旧安保はそれの表われであるとみてよい。資本を甘く見ることは

実に危険です。

(三) 義務規定の強調

黒田 岡村さんが、明治三十二年の九月の「法学通論」の中では、「憲法の第一義は、統治権の制限にあり。憲法は、統治権の行使を制限して、国民の権利を保障する成文の法律なり。何をか法律の目的とする。曰く、各人の権利を確定することこれなり」と云つてゐるのです。けれども、そもそも、国民の権利を保障するというのが、本来、主要な目的ではないのです。国民に義務や、責任を課するのは、本来、憲法の目的なのです。国民にだから、日本の憲法に、義務の規定が少ないとすることは、あまり問題になるわけではないのです。又、今の憲法には、義務の規定があるので、殊に憲法尊重擁護の義務を規定したり、国民の不斷の努力によつて、自由及び権利を守つて行かねばならんということを書いたり、納税の義務、教育の義務、労働の義務と、いろいろと定めているわけです。

田畠(忍) その他に抵抗の義務、人権不許濫用の義務、人権を公共の福祉のために行使すべき義務、それから公務員の憲法尊重擁護の義務がありますね。

黒田 唯、ないのは、防衛の義務だけなのです。明治憲法と比べてないのは、つまり、旧憲法の兵役の義務というのが無くなつてゐる。

一円 兵役の義務はないけれど國を守る義務はあるでしょう。

田畠(忍) そういうものは、憲法に規定してないですよ。つ

まり彼等は、その義務がないから、いけないというのです。彼

等としては、これが義務の全部だとすら思っているぐらいです。他の義務は、実は義務だと思っていないぐらいです。そうゆう発想しやないですか、改悪論者は。

黒田 改憲論者は、防衛の義務だけではなくて、忠誠の義務とか、順法の義務とかいうことをいっています。

田畠(忍) だから、彼等は明治憲法時代の学者や政治家よりもはるかに下ですよ。非常にひどい。比較にならんぐらいに駄目です。

黒田 支配者の立場から、一般の大衆の権利自由を制限したいというのが念願なのです。

田畠(忍) だから、憲法が分つてはいない。彼等は憲法主義でもなければ、基本的人権尊重主義でもないのです。彼等が改正でなく、改悪を考えていることは、極めて明らかでしょう。

黒田 それから、国会は、国民の直接公選した議員によつて組織されるので、主権者たる国民の意思の一番の反映であるというフィクションがあるので、そこから、国会は、国権の最高機関であるという四十一条の規定が出てくるのに、この文句をどうしても削りたいという強い意見がくりかえし出しているわけです。これは、國民主権をゆがめるものだと思います。

田畠(忍) 「十七人意見」もそれを強調していますね。

和田 ところで、「天皇は國権の最高機関ではないか」、だか

ろもあります。

黒田 いや、立法行政及司法の三権は、対等のものであるのに、現在の憲法は、国会が一段上位にある印象を与えるのはおかしい、とも言っていますね。

田畠(忍) それから、また中国等社会主義国家の憲法の同似の規定を気にしているのですね。「高柳意見」はその点弁解これ力めています。

土井 その場合、四十一条の国権の最高機関という条文に対する認識について、政治的文書であると考えている解釈がございますね。つまり、あつても無くても同じものだから削られても大して影響はないと、というのです。

阿部 それから、どうでもよいということではなしに、実際的な意味は持たないけれど、それがあるために、例えば議員に對して、いろんな悪影響が現われてくるというのも大きな理由でしあう。

一円 それと同時に、行政権の強化という、行政権の権威づけが重点ですね。

和田 国会よりも、内閣の権力を強化しようという構想での改憲論です。

阿部 その点は、ある程度は国會議員なんかも主張していますけれども、ある程度合理的、技術的な視点からも云えるんで、例えば、内閣に権威をもたせる独裁制にしようというように悪くみることもできるでしょうが、もう少し現実的な議会運営の

批判から来ている面もあると思うのです。

土井 派閥解消という様なこともあるでしょうしね。

阿部 その場合ね、現在の議院内閣制がうまく行っているとは思いませんが、それを改正するのに、憲法の規定をいじらなければならぬかということですね。あるいは憲法の改正以前の問題として、議員の心がまえとかを改めるべきであって、規定を改めても、それだけではよくならないという意見もきくべきだと思う。

田畠(忍) つまり改悪論者には、国会制度とか国会主義が分つてないと思うのです。それから内閣制度ということも分つてないと思います。例の中曾根氏の云つている「首相公選論」です。私は、あれをカンザシみたいなアクセサリー論と思っています。一寸目に美しい感じを与えますからね。方々に「首相を公選しよう」と大書した柱を立てている。叡山の山の中にもあるのを見て驚きました。

一円 あれは、どこの費用で立てているのでしょうか。中曾根氏らの一派がやっているのですね。

土井 これは大へん熱心ですね。目立つ場所を選んで、国鉄の沿線など、ところどころにたてていますよ。

田畠(忍) そして、社会党の諸君にも、賛成せよとの呼びかけをしている。学者も賛成せよ、何かそうゆう手紙をよこしましたね。それで私は早速反駁したのですが、社会党の議員の中にも、一寸動きかけた人があるぐらいです。そこで、改憲にさ

そいこんで、やがて全面的改憲にもつて行こうという中曾根氏は、初め、これだけ変えればよいと云つておつたのですが、そうではないです。改悪さそいの水みたいなもんでね。

黒田 中曾根さんは、かつては、自主憲法制定論者ですね。自主憲法期成青壯年同盟というものを作つて、その会長だったです。中曾根改正私案というものも発表しております。ところが調査会に入る頃から方針を改めて、今の憲法でよろしい、唯國民主権をより強化するためには首相を国民的コントロールの下に置くのが望ましい、つまり、民主主義の名の下に「首相公選論」を出して來ているわけです。

田畠(忍) だから、改悪でなくして、「改正」と云つてゐるですよ。しかし「十七人意見」は合流して、馬脚をあらわしているでしょう。

黒田 「首相公選論」は一見、民主主義に歴史の方向に合致した様に見えるわけです。このため、世論調査で賛成者をみると、自民党支持者より、社会党、共産党支持者の中に、首相公選論に賛成する人が多いです。東大の学生の中にも賛成者が相当いるわけです。だから、うまく、この理論にひつかかっているのです。

田畠(忍) そうです。しかし歴史の発展の方向とは、はつきりちがいますがね。

黒田 唯、実際は、日本の実状から云うと、むしろ、内閣の権利を高めて内閣を強化する体制に連なるということになる。

韓国の憲法がそうですね。四八年憲法では、大統領は国会が選ぶという様になつていたのを、五二年の改正で、直接国民が投票する、ということに変えたわけです。その結果、李承晩の独裁がいよいよ強化されて、国会を無視した独走を始めたわけです。その様な例から考えても、どうも、民主制を促進するよりも、むしろ、独裁制を強化することに奉仕する危険がある。

一円 ところで、「参議院の構成」について、参議院は公選制でなくて、任命制がよいとか、そうゆう議論が、やはり出でておりますね。

土井 階級政党を排撃しながら、職能代表制にしてはどうかと、いう意見もありますね。

一円 やはり、あれも問題だと思いますね。国民代表の観念を現実化するためには、国民の公選ということが必要だと思うのです。参議院を任命制にせよというのは、国民代表機関であるべき国会の二院の中からその一つをこわすことになります。そこに問題があると思います。

黒田 改憲論議のほとんど、いずれも現行憲法のとつてている平和主義、民主主義と人権尊重主義の精神はこれを大切にして、これを変更しようとは思わないといつているのですが、具体的に出している意見を分析してみると、いずれも、平和といい乍ら、軍隊をもち、人権の尊重といい乍ら、公共の福祉を理由として、人権をどんどん制限することをやり、民主主義を名として、人権をどんどん制限することをやりますからね。唯、非常権を認

する傾向がある様に思われます。

土井 国会についても、とくに参議院の構成に手を加える必要を説く論は二院制を逆用して衆議院と参議院との構成のバランスをくずそうと考えているわけで、それは主権者である国民代表の機関としての国会の性格と権能を弱めることに役立つわけですね。

㊭ 国家非常権の主張

黒田 それから、出でているのは、非常事態の権限の問題ですね。

一円 これは国会がもつといふものと、内閣がもつといふものと、二つの意見があります。つまり、どちらが宣言権をもつかという。

田畠(忍) 結局、内閣に持たせようというわけでしょう。

一円 それが主流でしょうね。

黒田 西ドイツの憲法改悪の例を見習おうとしているんではないですか。

田畠(忍) 西ドイツに見習い、フランスに見習い、悪いところばかり見ならおうとしているんです。

黒田 ドイツでは、国家危機罪というようなものを刑法の中に入れて、それによって徹底的に、人権を制限しようとしていますね。

田畠(忍) いや実は始めから西ドイツやフランスは、他の国も同様ですが、非常権を認めていますからね。唯、非常権を認

めていない例が、旧式の憲法の中に見られるのは面白いと思うのです。それはベルギー憲法で、これには非常権はない、それでうまく行っているのです。それで、そういうものが多くてもうまく行くことが、すでに証明されている様に思うのです。

④ 二院制の問題

阿部 国会の二院制の問題として、現在の衆議院、参議院が屋上、屋を重ねる、そうゆう批判が確かにあります。従つて、参議院の改組ということになると思うのですけれど、結局、調査会でも、現在の参議院に替るものがあるかどうかということで、参議院を廃止するという意見は、少ないですね。

田畠(忍) 職能的な代表制にしようという意見がありますね。

阿部 それも強いですけれども、理論的にはよいのですが、実際やるとなるとどの様に議員を選出するか、議員の選出母体をどうするか、その点に非常に困難な問題がある様に思います。

田畠(忍) 困難な問題はとにかく、私は職能代表制にはすべきでないと思うのです。戦前のドイツやオーストリアなんかもそうでしたけれども、職能制議会を設けた。まあ、これに習おうという考え方もあると思うのです。しかしあれは民主主義的なものではないですね。それに皆失敗している。

黒田 今度のユーゴスラヴィアの憲法が、五権分立みたいな非常に変った体制をとっていますね。

一円 二院制の国会では、その二院の構成の方法を変えな

れば無意味だということが昔からよくいわれて来ましたがしかし、二院制の国会で二院ともに公選制であるということには、ここにちでは、違った意義が見出さるべきだと思います。殊にこんにちの日本のような場合においては、そうだと思うのです。今日では、ある一院で重要な法案が審議されると、その状況が、新聞、ラジオ、テレビを通じて国民に知らされる、そうすると、その審議に参加しているその議院の人々より、国民はもつと客観的に、もっと広い視野でもつてその内容が分る様になつていますね、そこで事の重大さに従つて、国民は、それに対し反応を示す。時には、デモその他によつて意思を表示する。それがおのずから国民の世論となつて、その法案が第二院へ送られるときには、第二院における審議にその与論が反映されるようになる。だから、公選の二院制には大きな民主的意義がある。

和田 つまり審議過程において世論を反映さすといふところに長所がある。

一円 私は、二院で公選であることに存在意義があると思うのです。

阿部 しかし、できうれば、その場合でも、少し構成を変えることが一つの案として考えられるわけです。

一円 いや、二院にある程度の相異は、あるのです。私は、だから改正したらあかんと思っているわけです。

田畠(忍) その点、本当は、一院制がよいと思うんです。理

論的に云いまして、公選一院制でよいと思うんです。しかし、

これは、将来の改正のさいの問題であって、今は、いじつてはならんと思います。これはやはり改悪に導かれるきっかけになりますからね。

和田

それから、憲法調査会の意見の中には、参議院の若干

の議員は選挙しないもので、構成しようという考え方もあるわけです。例えば、職能代表化し、これに伴って、参議院を衆議院の諮問機関たらしめようとする意見、それから、参議院を学識経験者のみをもつて組織せよとか、一部を非公選議員で組織するとか、それから衆議院で、参議院議員を選ぶべしとか、いろいろな意見があります。つまり非公選議員をつくろうとすると

ころに特色があるようです。

田畠(忍) つまり、改悪論ですよ。

黒田 調査会の改憲論議、未だいろいろあると思ひますけれども、もう七時半になりましたので、この問題もこれで終りましたらどうでしようね。

田畠(忍) 地方自治のところを変えよとか、最高裁判所裁判官国民審査制をやめよとか、違憲立法審査権を廃すべしとか、国民投票制をやめしまえとか、最高法規の章をバラバラにくずしてしまおうとか、等々といった調査会の改悪論がまだ沢山残っていますね。